

事業契約書(案) 新旧対照表

頁	別紙	章	条	1	(1)	①	項目等	修正前	修正後
46	4						別紙 4 サービスの対価の支払方法(第39条、第57条関係)	割賦手数料の算出に当たっては、元利均等払を前提とし、割賦手数料は基準金利と事業者の提案による利轄(スプレッド)に基づく割賦利息相当額の合計とする。	割賦手数料の算出に当たっては、元利均等払を前提とし、割賦手数料は基準金利と事業者の提案による利轄(スプレッド:●.●%)に基づく割賦利息相当額の合計とする。
46	4						別紙 4 サービスの対価の支払方法(第39条、第57条関係)	基準金利は、引渡し予定日(ただし、「既存学校給食センターの解体・撤去業務」は当該業務の完了予定日、「既存学校給食調理場の解体・撤去業務並びに関小学校及び栄小学校の配膳室等の設計及び建設工事等業務」は関小学校及び栄小学校の配膳室の引渡し予定日)	基準金利は、引渡し予定日(ただし、「既存学校給食センターの解体・撤去業務」は当該業務の完了予定日、「既存学校給食調理場の解体・撤去業務並びに関小学校及び栄小学校の配膳室等の設計及び建設工事等業務」は関小学校及び栄小学校の配膳室等の引渡し予定日)
56	5						別紙 5 サービスの対価の改定方法(第58条関係)	—	<u>設計及び建設工事等業務のサービスの対価に係る割賦手数料については、金利変動に基づき、それぞれ10年後に改定を行う。</u>
56	5						別紙 5 サービスの対価の改定方法(第58条関係)	—	<u>金利変動に基づく割賦手数料の10年後の改定については、基準金利を10年後に見直すこととし、新学校給食センターの設計及び建設工事等業務のサービスの対価に係る基準金利の改定は引渡し予定日の10年後である平成38年1月29日(「既存学校給食センターの解体・撤去業務」は当該業務の完了予定日の10年後である平成38年●月●日、「既存学校給食調理場の解体・撤去業務並びに関小学校及び栄小学校の配膳室等の設計及び建設工事等業務」は関小学校及び栄小学校の配膳室等の引渡し予定日の10年後である平成38年●月●日)の2営業日前における東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R)としてテレレート17143ページ(又はその後継もしくは代替ページ)に掲示されている6箇月LIBORベース10年物(円/円)金利スワップレートによるものとする。</u>
56	5						別紙 5 サービスの対価の改定方法(第58条関係)	—	<u>各回の支払金額については、事業期間を通じた元利均等返済として、未支払割賦元本に対しその時点での適用金利を用いた改定を行うこととして別途定めるものとする。</u>